

京 都 大 学 大 学 院 教 育 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第 1 専攻</p> <p>第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>教育科学専攻</u> <u>臨床教育学専攻</u> (中 略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 転学、転科及び転専攻</p> <p>第 4 条 通則第 4 0 条第 1 項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、欠員のある場合に限り、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p><u>2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</u> (中 略)</p> <p>第 9 条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数の一部として認定することができる。</p> <p>(1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目及びその単位数、受けた研究指導並びに在学年数</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p style="text-align: center;">第 5 試験</p> <p>第 1 0 条 科目の試験は、<u>学年の終わりに行う。</u>ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。</p> <p><u>2 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。</u> (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 専攻</p> <p>第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>教育学環専攻</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 転学及び転科</p> <p>第 4 条 (同 左)</p> <p>第 9 条 (同 左)</p> <p>(1) 転学又は転科前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目及びその単位数、受けた研究指導並びに在学年数</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p style="text-align: center;">第 5 試験</p> <p>第 1 0 条 科目の試験は、<u>授業の終了した学期末</u>に行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。</p> <p><u>2 試験は、当該科目につき、履修の登録をした者に対して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 4 条及び第 9 条の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>